



運転免許証の自主返納について

運転免許証の自主返納とは・・・

運転免許証が不要になった方や、加齢などによる身体機能の低下、認知機能の低下などにより、車を運転することに不安を感じるようになった高齢ドライバーの方が、有効期間内の運転免許証を自主的に返納することです。

直接、警察署等に出向くことが出来ない方は、代理人（3親等以内の親族等）による申請も可能ですが、必ず本人の意思確認（委任状）が必要です。

詳しくは管轄する警察署又は運転免許センターにお問い合わせください。

自主返納者数の年別推移

返納者数（人）	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
	755	897	1493	2268	2554	3315	3582	4892	4392	4278

自主返納者への支援施策等（一部）

警察

●令和3年10月から交番・駐在所での返納が可能（事前に予約が必要です。管轄する警察署にお問い合わせください。）

交通安全協会など

●運転経歴証明書交付手数料の助成（一部の地区のみ）
●卒業証書や記念品（反射材等）の贈呈

自治体

●バス利用券やタクシー乗車券の交付や助成
●地域指定の共通商品券の交付 等

民間企業

●タクシーの割引、無料券の交付
●組合加入旅館で使用できる1万円分の利用券交付 等

令和3年中の運転免許証自主返納者は10年前と比べて約5.7倍増加しています。また、各自治体では自主返納者に対する支援事業も整備されています。



「運転経歴証明書」について



「運転経歴証明書」は、運転免許証を返納した人等に対し過去に運転免許証を取得していたことを公安委員会が証明するもので、公的な身分証明書として使用することができます（自動車の運転はできません。）。申請には、申請手数料（1,100円）等が必要です。



おじいちゃん 今度は僕が 乗せる番

令和4年 交通安全年間スローガン（全日本交通安全協会会長賞）

ツイッターを運用しています。フォローをお願いします！【石川県警察交通安全情報@IP_koutuu_anzen】



【いぬわし君の交通安全Journal】
◇毎月1日、15日（土・日・祝の場合、翌平日）に新情報を配信します。
◇県警のウェブサイトにも掲載しています。
www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/

【交通安全ほっとストーリー】
投稿フォームはこちら

www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/inquiry/inquiry09/

